



議案第二十一号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を

改正する条例について

次のとおり国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年三月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十七年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を

改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和三十八年条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「百円以内」を「二百円以内」に改める。

第二条第五号中「三百円以内」を「四百円以内」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。